

## 利用料金の減免基準

## 1 盛岡市の減免基準

減免の対象	減免額
障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）が個人で使用するとき、障害者及び当該障害者の介護を行うものが個人で使用するとき又は障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）	全額
市又は盛岡市教育委員会（以下「市教委」という。）が主催するスポーツ大会又はスポーツ推進事業等に使用するとき。	
市の区域内の小学校又は中学校の児童又は生徒が学校の体育課程に使用するとき。	
市の区域外の市立の小学校又は中学校の児童又は生徒が学校の体育課程に使用するとき。	
市立の高等学校の生徒が学校の体育課程に使用するとき。	
盛岡市小学校体育連盟又は盛岡市中学校体育連盟が主催するスポーツ大会に使用するとき。	
市又は市教委が他の団体と共催するスポーツ大会又はスポーツ推進事業等に使用するとき。	2分の1（※）

※使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

## 2 岩手県の減免基準

盛岡市の減免基準に加え、下表についても減免の対象とする。

減免の対象	減免額
県又は岩手県教育委員会（以下「県教委」という。）が主催する県規模以上の体育大会に使用するとき。	全額
県又は県教委が主催するスポーツ推進事業に使用するとき。	
県、県教委又は公益財団法人岩手県体育協会が主催して選手強化を行う事業で、次の事項を満たすもの。 （1）指導者が常時駐在していること （2）県又は県教委の承認を得ていること	
岩手県中学校体育連盟又は岩手県高等学校体育連盟が主催する全県的体育大会に使用するとき。	2分の1
各市町村主催の各市町村民体育大会に使用するとき。	
株式会社楽天野球団が主催権を有するプロ野球の試合（当該試合に係る練習	無料招待席料

を含む。)を行う場合において、当該試合の興行を行うものが被災地の児童生徒を含む青少年（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童及び生徒であって20歳未満の者をいう。）のための無料招待席を設けたとき。	に相当する額 (施設使用料の 1/2を上限)
---	------------------------------

※上記に関わらず、興行のために使用する場合及び入場料を徴収する場合は、免除しないものとする。

※貸切使用等で使用者の半数以上が身体障がい者等である場合は、利用料金の全部を免除するものとする。